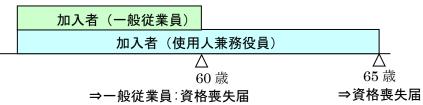
◆ 加入者別の定年年齢を設定している場合について

❖ 一部の加入者に対して、資格喪失年齢を個別に設定している場合

職位(職種)等により一部の従業員の定年年齢を個別に設定している場合は、60歳時点で個別の定年年齢を連絡します

ケース

- ・使用人兼務役員の定年年齢(資格喪失)を65歳としている場合
- ⇒一般従業員の定年年齢:60歳
- ⇒使用人兼務役員の定年年齢:65歳



⇒使用人兼務役員:定年年齢連絡票

➡ 手続き

定年年齢を個別に設定している者については、60歳時点で**≪加入者別定年年齢連絡票≫**を提出してください 該当者が定年年齢に到達するときに、**≪加入者資格喪失届≫**を提出してください